

「アジアの投信大国オーストラリアの金融規制・投信・年金」 米国に先行し金融規制を強化したオーストラリアでは、年金のスーパーアニュエーション向けアクティブ・ファンドが拡大中! 老後2000万円不足世界版でのオーストラリア優位の鍵!! オーストラリアンスーパー vs バンガード!!!

三菱UFJ国際投信株式会社 商品マーケティング企画部 松尾 健治

※三菱UFJ国際投信がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

窪田 真美

米国の金融関係者が「英国とオーストラリアの金融規制に親しんだ方がいい」と言う

前回・前々回コラムは「日本の金融関係者は、米国、そして、米国より先行する事が多い英国で今、起きている事をしっかり見ていきたいものである。」(8月5日付その276、8月13日付その277～URLは後述[参考ホームページ]①)で終えた。今、米国の金融関係者には「米国のファイナンシャル・アドバイザー(以下、FA)は、英国とオーストラリアの(米国より厳しい)金融規制に親しんだ方がいい。」と言う人も複数いる(後述※1 参照)。FAに対し顧客の最善の利益の為に行動させる金融規制を米英豪で見る、米国が2017年6月9日からDOL/労働省フィデューシャリー・デューティー・ルール(2018年3月15日無効)、2019年9月10日からSEC/証券取引委員会ルール「最善の利益規制/Reg BI」(2019年7月22日付その274～URLは後述[参考ホームページ]①参照)、英国が2012年12月31日から(プラットフォームは2014年4月6日から)RDR/個人向け金融商品販売制度改革、そして、**オーストラリアは2012年7月1日から(任意で2013年7月1日から強制で)ファイナンシャル・アドバイスの将来改革/Future of Financial Advice Reforms/FOFA 改革**(後述※2 参照)が実施されている。

英国・オーストラリア・米国のファイナンシャル・アドバイザーに対し顧客の最善の利益の為に行動させる金融規制(現在以降は予定もしくは予想される日) 2019年8月31日現在

国・地域	規制名	規制対象	2015年以前	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年以降
英国	RDR /個人向け金融商品販売制度改革 (2019年7月29日付日本版ISAの道 その278参照) (https://www.fca.org.uk/news/statements/rdr-response-cma)	アドバイザー全般 (IFA/独立FA、RFA/限定FA)、 プラットフォーム(※1参照)	2012年12月31日からIFAに高い知識レベルとフィー徴収を求めた。2014年4月6日からプラットフォームでコミッション禁止。RDRの影響調査結果公表(2014年12月16日)。	2016年4月6日から、RDR導入以前に購入のファンドの日本の代行手数料に並いもの(トレール・コミッション)禁止(プラットフォームのみ)。				RDRの影響調査結果公表予定(2020年)。
	改正ソフト・コミッション規制 月別投資信託投資(2017年11月発表) (https://www.fca.org.uk/news/statements/rdr-response-cma)	投資サービス会社 (証券会社、銀行、資産運用会社、投資アドバイザー等)	段階的にコミッション禁止(2012年12月31日)。改正ソフト・コミッション規制実施で証券会社・銀行等ブローカーによる投資先企業マーケティング・アレンジ等も禁止(2014年6月2日)。					
	解約手数料/exit charges/exit fee規制 (2019年8月5日付日本版ISAの道 その278参照) (https://www.fca.org.uk/news/statements/rdr-response-cma)	アドバイザー全般 (IFA/独立FA、RFA/限定FA)、 プラットフォーム(※1参照)			2017年3月31日から55歳以上の顧客もしくは証券年金契約の解約手数料上限は1%(1年目6%、2年目5%、...、7年目以降0%)等の早期換金手数料/ENCは該当しないと言及するもの。	2018年7月16日にFCAが「インベストメント・プラットフォーム・マーケット・スタディ中間報告書/Investment Platforms Market Study Interim report」を公表。	2019年3月14日にFCAが「インベストメント・プラットフォーム・マーケット・スタディ最終報告書/Investment Platforms Market Study Final Report」を公表。	
	英競争・市場/ CMAの証券規制 (2018年12月12日付CMA参照) (https://www.cma.gov.uk/news/statements/rdr-response-cma)	運用会社や投資コンサルタント				2018年12月12日に運用会社選定において3社以上での競争入札等を行う事が発表。	正式に規制案を公表。2019年前半にパブリック・コメントを募集する予定。	
オーストラリア	FOFA改革 /ファイナンシャル・アドバイスの将来改革 (2019年3月5日付日本版ISAの道 その276参照) (https://www.fca.org.uk/news/statements/rdr-response-cma)	個人向けアドバイスを ファイナンシャル・プランナー 及びファイナンシャル・アドバイザー	2013年7月1日から任意で2012年7月1日からコミッション禁止					
	ファイナンシャル・アドバイザー プロフェッショナル・スタンダード (2019年3月5日付日本版ISAの道 その276参照) (https://www.fca.org.uk/news/statements/rdr-response-cma)	個人向けアドバイスを ファイナンシャル・プランナー 及びファイナンシャル・アドバイザー			ファイナンシャル・アドバイザー プロフェッショナル・スタンダード施行 (2017年7月1日)。		職業能力基準/学号相当以上、専門の経験、試験合格、倫理規定が課せられ、監から委託された機関によって認定された者となる事となった(2018年1月1日から～※3)。	
	DDOIPP (2019年3月5日付日本版ISAの道 その276参照) (https://www.fca.org.uk/news/statements/rdr-response-cma)	DDOは商品・金融サービス提供者、 PIPは保険会社や運用会社等の商品発行者。					PIP施行(2019年4月6日～※4)。	DDO施行(2021年4月6日以内～※4)。
	公正かつ誠実/honesty and integrityな業務遂行	銀行				上院で公正かつ誠実/honesty and integrityな業務遂行が義務付けられ、コンプライアンス違反に該当する者に直接責任を負わせる新しい法案が可決(2018年2月3日)。		
米国	DOL/労働省フィデューシャリー・デューティー・ルール以下、DOL/ルール関連 (2019年7月22日付日本版ISAの道 その274参照) (https://www.dol.gov/eis/whistleblower)	1974年ERISA /1974年従業員退職所得保障法の下で、退職金口座にアドバイスを ブローカー (投資・保険等の販売会社)	民主党主導DOL/ルール当初案公表 (2015年4月14日)。	民主党主導DOL/ルール最終案公表 (2016年4月6日)。	民主党主導DOL/ルール基本案実施 (2017年6月9日)。	民主党主導DOL/ルール無効判決 (2018年3月15日)、 無効確定 (2018年6月21日)、2019年7月1日完全実施も無効に。	共和党主導の新しいDOL/ルール公表 (2019年12月※2)。	CFFPIにフィデューシャリー・基準がかかるCFPIの倫理規定と為基準施行(2020年6月30日)。
	SEC/証券取引委員会 ルール関連 (2019年7月22日付日本版ISAの道 その274参照) (https://www.sec.gov/news/press/2019/2019-07-22)	1934年証券取引法の下で、 全てのブローカー (投資・保険等の販売会社)	2009年6月17日の「金融規制改革 新法(SEC)でブローカー・アドバイスをFDをかける」。2010年7月21日成立のドッド・フランク法で「SECにブローカーにFDをかける権限を与える」。			共和党主導SEC/ルール当初案公表 (2018年4月18日)。	共和党主導SEC/ルール最終案公表 (2019年7月12日)、最善の利益規制施行(2019年9月10日)。	SEC/ルールの遵守 (2020年6月30日)。
	SCISID(インスティテュート・オブ・セレクション・ディスクロージャー・イン・インスティテュート) (2019年4月8日発表) (https://www.bbb.org/press-releases/2019/04/08)	全てのブローカー(投資・保険等の販売会社) とアドバイザー				顧客にフィーで販売したアドバイザーが自己申告・送金すれば罰則無し。 (2018年6月12日まで申告意思の通知(2018年2月12日公表))		
	監督指針/金融行政方針・証券モニタリング基本方針/顧客本位の業務運営に関する原則 (2019年4月8日発表) (https://www.bbb.org/press-releases/2019/04/08)	金融機関等	2014年3月7日の監督指針に「販売手数料等の収入面に偏重することなく」、2014年9月11日の基本方針「監督方針を統合的に初めてフィデューシャリー・デューティー」と言う言葉。	2016年10月から銀行窓口販売の外資建て・変換保険等の手数料開示。	2017年3月30日に金融庁が「顧客本位の業務運営に関する原則」で販売手数料透明化等。			

(出所: 英国のFCA/金融情報監視機構、オーストラリアの財務省、米国のSEC/証券取引委員会及DOL/労働省、日本の金融庁等より三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

※1: 英国のプラットフォーム・ブローカー・証券会社とは、投資や株・債券などの売買・管理・情報提供にネットを活用、低コストで一括して(ワンストップで)行う「投資スーパーマーケット」でISA/Individual Savings Accounts/個人向け富口座(日本のNISAの類似)のファンドやSIPP/Self-invested Personal Pensionsなどの個人年金を主要商品としている事が多い。ただネットだけでなく、預り資産次第でアドバイスを受ける、IFA向けサービスもしている。

※2: 米国のDOL/労働省フィデューシャリー・デューティー・ルールと禁止取引の適用除外要件で「NPRM/Notice of Proposed Rulemaking: 12/20/2019」とあり、2019年12月に新しいフィデューシャリー・ルールを提案する事が判明した。ただ、2019年7月19日にDOLのトップであるアックス・ボリス氏が「2019年12月公表のフィデューシャリー・ルールは厳しすぎる」と発言し、2019年7月12日付InvestmentNewsと書かれている。

※3: オーストラリアのファイナンシャル・アドバイザー・プロフェッショナル・スタンダード・新しくFAになる人は、2019年1月1日から適用されるが、既存アドバイザーは試験合格に2021年1月1日まで2年、学士(同等)取得で2024年1月1日まで5年の猶予期間がある。また、個人投資家向けに投資アドバイスをを行うFAへの教育や研修、試験実施・認定、倫理基準の設け・運営等を行う。2017年4月11日付で独立機関Financial Adviser Standards and Ethics Authority(以下FASSEA)が設立された。

※4: DDOIPP...デザイン・アンド・ディストリビューション・オブ・インベスティング・パワーズ...設計及び販売義務並びに商品入替権/Design and Distribution Obligations and Product Intervention Powersの事。個人向け金融商品に関して消費者保護の向上を目的に導入される規定。

米国に先行し金融規制を強化したオーストラリアで投信は年金のスーパーアニュエーション向けアクティブ・ファンドが拡大中!

オーストラリアは英国と同様、金融規制では米国より先行する。そのオーストラリア(籍)の投信は、世界6位・アジア1位と、さすがに投信超大国の米国には遠く及ばないものの、アジアの投信大国であり、日本の世界8位・アジア3位より大きい(後述※3 参照)。

金融規制で米国より先行するオーストラリアの金融規制は投信にも影響を与えている。そこで、オーストラリアの投信を見る事とする。

まず、「オーストラリアのファンド(豪F)の純資産上位10クラス」を見る。オーストラリア籍オープンエンドファンドと保険(DC/スーパーアニュエーション)向けファンドとETFを集計したもので、MMFは含まない。

純資産1位はオーストラリアンスーパー社/AustralianSuper Pty Ltd「AustralianSuper Balanced」1159億豪ドル/8兆7639億円である。名前に示される通りスーパーアニュエーション・ファンドだ(後述※4 参照)。純資産トップ10の内、8クラスがスーパーアニュエーション・ファンドで、それ以外はバンガード/Vanguard Investments Australia Ltdの2クラスのみとなっている。

オーストラリアのファンド(豪F)の純資産上位10クラスと、バンガード最大のバランスファンド *純資産の大きい順。

*オープンエンドファンドと保険(DC/スーパーアニュエーション)向けファンドとETF。MMFは含まない。償還済み除く。

2019年6月末現在

…スーパーアニュエーション。

		ファンド名 (設定の最も古いクラス名としてある)	ファンド形態	グローバル分類 (モニングスター分類)	投信会社名	設定日	純資産 (クラス) (億円)	純資産 (クラス) (億豪ドル)	純設定 (クラス) 1年 (億豪ドル)	トータル リターン 1年	トータル リターン 3年 (年率)	トータル リターン 5年 (年率)	インデックス ファンドか どうか	経費率 /Indirect Cost Ratio/ ICR(%)	販売 手数料 税抜 最大(%)	スーパー アニュエーション
1		AustralianSuper Balanced	保険向けファンド	バランスタ(豪F)	AustralianSuper Pty Ltd	1985/8/1	87,639	1,159	+83	+8.67	+10.80	+9.53	No	0.67	0.00	Yes
2		REST Super Core Strategy	保険向けファンド	バランスタ(豪F)	Retail Employees Superannuation Pty Ltd	1988/7/1	36,118	478	+10	+5.94	+8.57	+7.36	No	0.70	0.00	Yes
3		CBUS Super Growth (MySuper)	保険向けファンド	バランスタ(豪F)	CBUS Super	1984/7/1	33,756	446	+17	+7.00	+9.93	+9.05	No	0.81	0.00	Yes
4		HESTA Super Core Pool	保険向けファンド	バランスタ(豪F)	H.E.S.T. Australia Limited	1987/8/3	30,546	404	+12	+7.26	+9.59	+8.32	No	0.68	0.00	Yes
5		Sunsuper Lifecycle Balanced Pool	保険向けファンド	バランスタ(豪F)	Sunsuper Pty Ltd	2013/10/4	27,350	362	+0	+8.52	+10.48	+8.90	No	0.62	0.00	Yes
6		HOSTPLUS Balanced	保険向けファンド	バランスタ(豪F)	Host-Plus Pty Limited	1993/7/1	25,519	338	+32	+6.80	+10.80	+9.66	No	1.28	0.00	Yes
7		MySuper Growth Portfolio	保険向けファンド	バランスタ(豪F)	MLC Limited	2019/3/22	11,408	151	+146				No	0.46	0.00	Yes
8		Vanguard International Shares Index	オープンエンドファンド	グローバル大型株	Vanguard Investments Australia Ltd	1997/6/6	11,164	148	-0	+12.19	+14.11	+13.36	Yes	0.18	0.00	No
9		VicSuper FutureSaver Growth	保険向けファンド	バランスタ(豪F)	VicSuper Pty Ltd	1996/12/31	9,873	131	+5	+8.20	+9.46	+8.23	No	1.14	0.00	Yes
10		Vanguard Australian Shares Index	オープンエンドファンド	オーストラリア国内株	Vanguard Investments Australia Ltd	1997/6/30	9,002	119	+13	+11.23	+12.63	+8.68	Yes	0.18	0.00	No
32		Vanguard Balanced Index Fund	オープンエンドファンド	バランスタ(豪F)	Vanguard Investments Australia Ltd	2002/11/20	3,193	42	+8	+8.97	+7.64	+7.65	Yes	0.29	0.00	No
9729本 *純資産は合計、その他は単純平均。						2006/11/25	1,073,351	14,198	+369	+6.62	+7.99	+7.00		1.58	0.81	

(出所: Morningstar Directより三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

オーストラリアのファンドは、保険(DC/スーパーアニュエーション)向けファンドが6023本の純資産合計7784億豪ドルと過半数を占める。

豪Fのファンド形態別純資産

2019年6月末現在

*オープンエンドファンドと保険(DC/スーパーアニュエーション)向けファンドとETF。MMFは含まない。償還済み除く。

		ファンド形態	ファンド (クラス) 本数	純資産 (億円)	純資産 (億豪ドル)	純設定 (クラス) 1年 (億豪ドル)
1		保険向けファンド	6,023	588,510	7,784	+270
2		オープンエンドファンド	3,065	448,177	5,929	+31
3		ETF	196	36,664	485	+69
全3形態の合計			9,729	1,073,351	14,198	+369

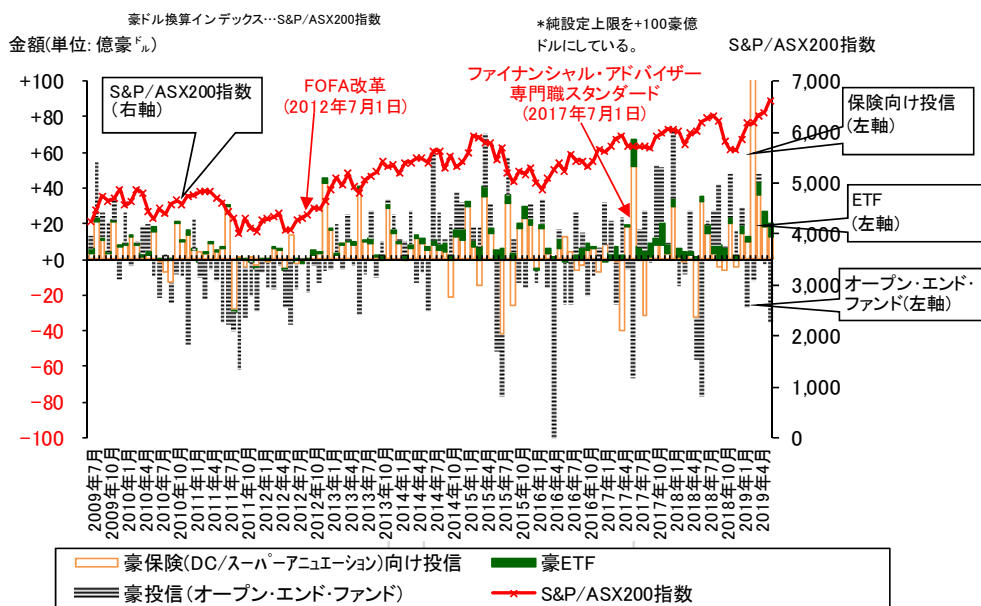
(出所: Morningstar Directより三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

オーストラリアの投信全体を見ると、全体の純設定は2019年6月に-15億豪ドル/約1148億円と、4カ月ぶりの純流出。オープン・エンド・ファンドが-36億豪ドルと2カ月連続純流出。ETFは+8億豪ドルと2017年2月以来29カ月連続の純流入、保険(スーパーアニュエーション)向けファンドが+13億豪ドルと6カ月連続純流入でこの10年以上ずっと投信の純設定を牽引している。



豪投信全体の純設定と豪ドル換算インデックスの推移
2009年7月～2019年6月

*豪投信(ETFを含むがMMFを含まない追加型)…モーニングスターの「Open-endとETFとInsurance Product」。



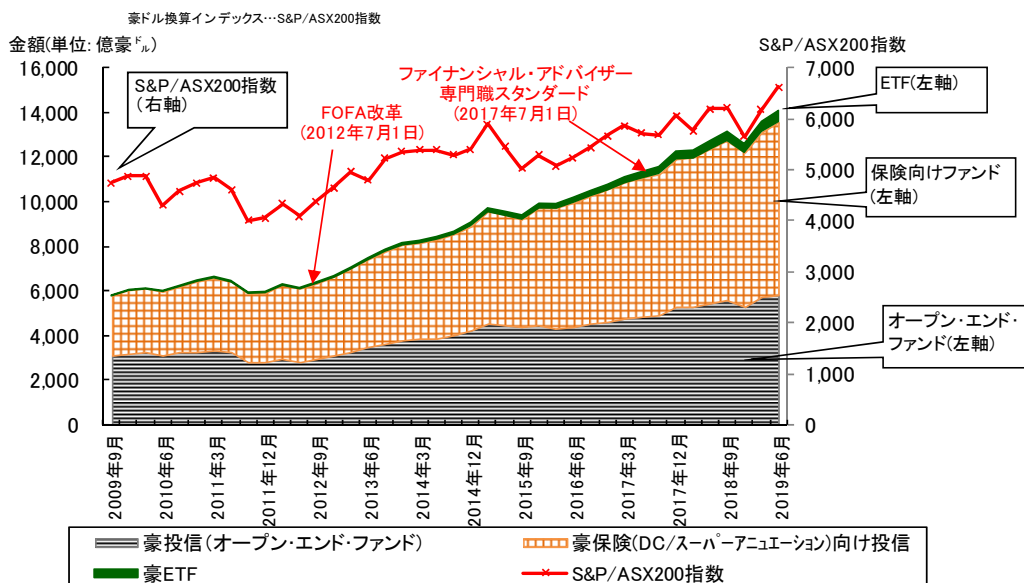
(出所: プルームバーグ、Morningstar Directより三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

全体の純資産は2019年6月末に1兆4806億豪ドル/約107兆円と過去最高。オープン・エンド・ファンドが5835億豪ドルと過去最高、ETFが484億豪ドルと過去最高、保険(スーパーアニュエーション)向けファンドが7767億豪ドルと過去最高を更新している。



豪投信全体の純資産と豪ドル換算インデックスの推移
2009年7月～2019年6月

*豪投信(ETFを含むがMMFを含まない追加型)…モーニングスターの「Open-endとETFとInsurance Product」。

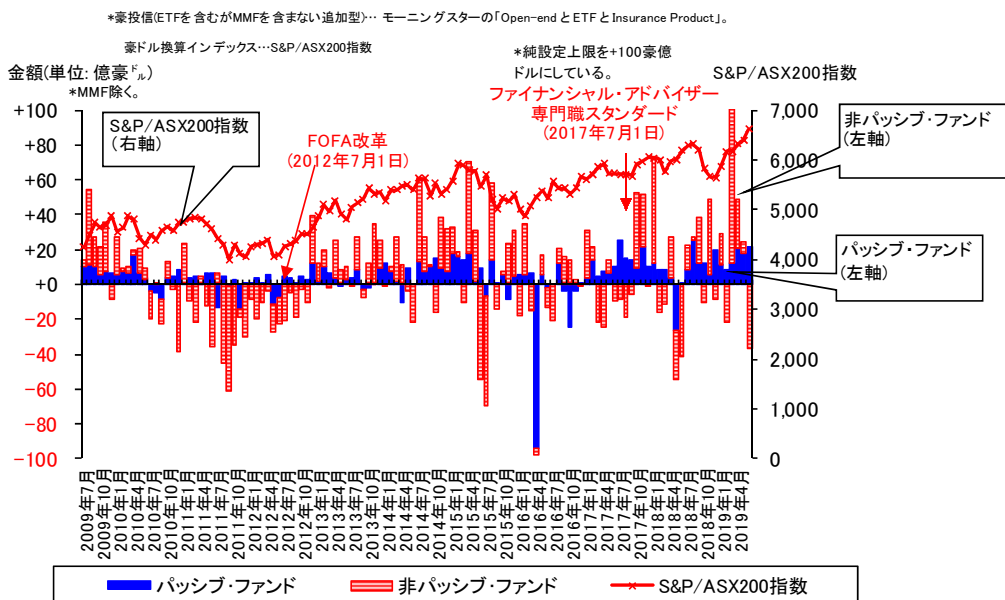


(出所: プルームバーグ、Morningstar Directより三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

オーストラリアでは、FOFA 改革(2012 年 7 月 1 日から任意)、ファイナンシャル・アドバイザー専門職スタンダード(2017 年 7 月 1 日)など、金融規制が強化されてきた(後述※2 参照)。その中、投信は純資産を拡大してきた。米欧では規制強化で低コストのパッシブ・ファンドや ETF が非パッシブ・ファンドのシェアを奪いつつ拡大してきた。しかしオーストラリアでは非パッシブも堅調で、2019 年 3 月に+133 億ドルと 10 年以上で最大の純流入を記録した。



豪投信全体の純設定と豪ドル換算インデックスの推移
2009年7月～2019年6月

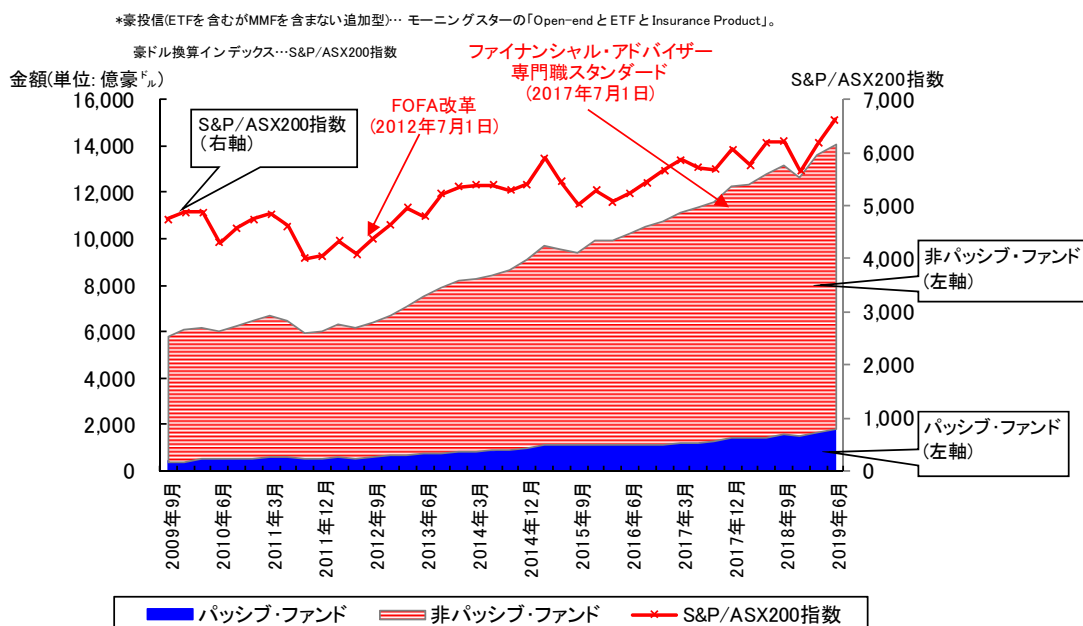


(出所: ブルームバーグ、Morningstar Directより三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

純資産を見ると、オーストラリアではパッシブが 1784 億豪ドルと過去最高であるものの、その大きさは非パッシブの 1 兆 2302 億豪ドル(過去最高)に遠く及ばない(パッシブ 13%、非パッシブ 87%)。米国との大きな違いで、先述の「豪 F の純資産上位 10」を席卷するスーパーアニュエーション・ファンドは全て非パッシブである。



豪投信全体の純資産と豪ドル換算インデックスの推移
2009年7月～2019年6月



(出所: ブルームバーグ、Morningstar Directより三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

老後 2000 万円不足世界版でのオーストラリア優位の鍵!!

スーパーアニュエーションには、2013 年 7 月に導入されたマイスーパー/MySuper 制度がある(後述※4 参照)。加入者がプロダクツ等の選択をしない場合の投資先であるデフォルト・プロダクツである。資産配分が変わらない「単一分散投資戦略/Single diversified investment strategy」と、資産配分が年齢と共に保守化する「ライフサイクル投資戦略/Lifecycle investment strategy」とあるが、スーパーアニュエーション・非ライフサイクルが圧倒的に大きいことから、資産配分が変わらない「単一分散投資戦略」が選ばれている様だ。

豪Fのタイプ別純資産

2019年6月末現在

*オープンエンドファンドと保険(DC/スーパーアニュエーション)向けファンドとETF。MMFは含まない。償還済み除く。

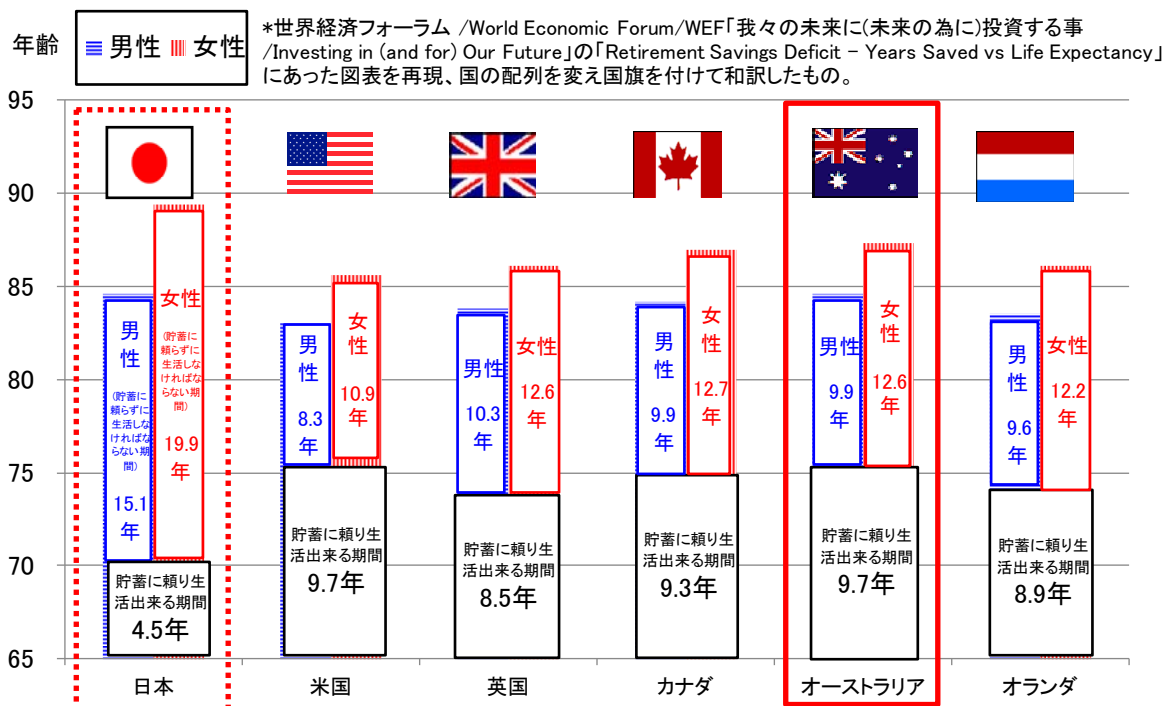
		タイプ	ファンド (クラス) 本数	純資産 (億円)	純資産 (億豪ドル)	純設定 (クラス) 1年 (億豪ドル)
1		スーパーアニュエーション・非ライフサイクル	5,503	574,699	7,601	+268
2		スーパーアニュエーション・ライフサイクル	16	9,134	121	+2
3		非スーパーアニュエーション・非ライフサイクル	3,765	489,517	6,476	+100
4		非スーパーアニュエーション・ライフサイクル	0	0	0	+0
		全4タイプの合計	9,729	1,073,351	14,198	+369

(出所: Morningstar Directより三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

当コラムでは、2019 年 6 月 13 日に世界経済フォーラム/WEF が公表した「我々の未来に(未来の為に)投資する事」と題する報告を『老後 2000 万円不足』世界版!』として取り上げた事がある(2019 年 7 月 1 日付その 271～URL は後述[参考ホームページ]②)。下記の通り、オーストラリアは「貯蓄に頼り生活出来る期間」が 9.7 年と日本の 4.5 年の倍以上ある。

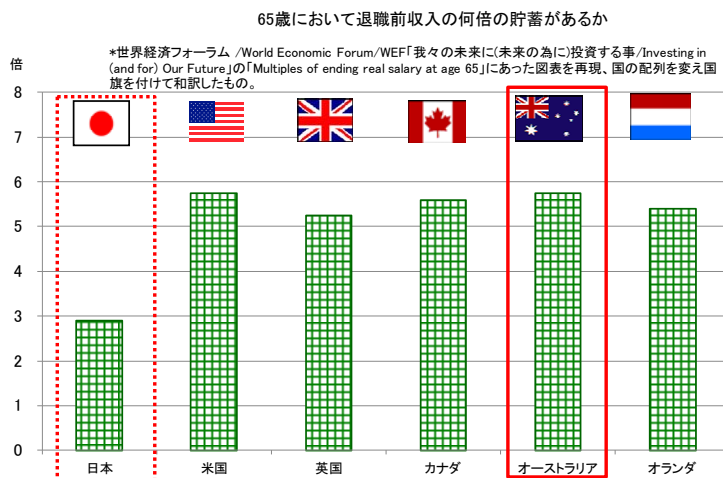
老後資金の不足

～貯蓄に頼り生活出来る期間 vs 貯蓄に頼らずに生活しなければならない期間～



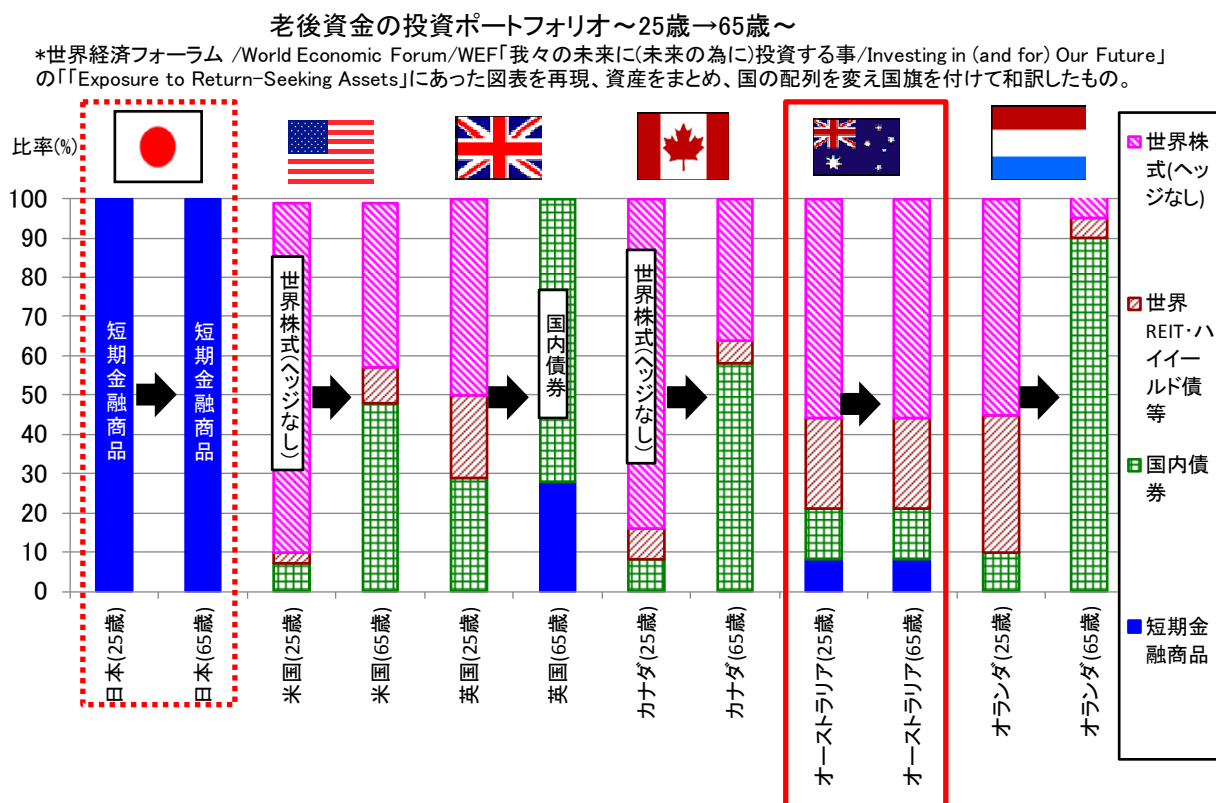
(出所: 2019年6月13日付世界経済フォーラム/World Economic Forum/WEF「我々の未来に(未来の為に)投資する事/Investing in (and for) Our Future」より三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

これは「65 歳退職直前収入(年間)の倍数」がオーストラリアは 5.75 倍と日本の 2.90 年の倍近くある為である。



(出所: 2019年6月13日付世界経済フォーラム/World Economic Forum/WEF「我々の未来に(未来の為に)投資する事/Investing in (and for) Our Future」より三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

WEF はオーストラリアについて、オーストラリアンスーパー社/AustralianSuper Pty Ltd のバランス・ファンド(マイスーパー/MySuper～後述※4 参照)の比率を使っており(WEF 報告の p.10)、「老後資金の投資ポートフォリオ～25 歳→65 歳～」がオーストラリアは 25 歳の時も 65 歳の時も世界株式(ヘッジなし)56%としている(米国は 25 歳の時が 89.0%で 65 歳の時は 42.0%)。そして、「65 歳退職直前収入(年間)の倍数」がオーストラリアは 5.75 倍と日本の 2.90 年の倍近くなり「貯蓄に頼り生活出来る期間」がオーストラリアは 9.7 年と日本の 4.5 年の倍以上となっている。老後 2000 万円不足世界版でのオーストラリア優位の鍵はここにある。



(出所: 2019年6月13日付世界経済フォーラム/World Economic Forum/WEF「我々の未来に(未来の為に)投資する事/Investing in (and for) Our Future」より三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

オーストラリアンスーパー vs バンガード!!

スーパーアニュエーション・ファンドと言えば、先述したオーストラリアのファンド(豪F)で純資産1位の「AustralianSuper Balanced」を持つオーストラリアンスーパー社/AustralianSuper Pty Ltdが有名だ。会社としての純資産も1608億豪ドルと圧倒的1位の年金基金最大手だ。

豪Fの投信会社の純資産上位10社

2019年6月末現在

*オープンエンドファンドと保険(DC/スーパーアニュエーション)向けファンドとETF。MMFは含まない。償還済み除く。

		投信会社名(英語名)	ファンド (クラス) 本数	純資産 (億円)	純資産 (億豪ドル)	純設定 (クラス) 1年 (億豪ドル)
1		AustralianSuper Pty Ltd	20	121,579	1,608	+136
2		AMP Group	1,391	91,240	1,207	-83
3		Commonwealth/Colonial Group	1,367	79,843	1,056	-47
4		Vanguard Investments Australia Ltd	80	69,910	925	+103
5		Sunsuper Pty Ltd	38	50,465	667	+0
6		BT Financial Group Ltd	485	43,693	578	+16
7		Retail Employees Superannuation Pty Ltd	11	39,692	525	+14
8		CBUS Super	12	38,998	516	+25
9		National/MLC Group	558	33,673	445	-37
10		H.E.S.T. Australia Limited	3	32,492	430	+14
		全362社の合計	9,729	1,073,351	14,198	+369

(出所: Morningstar Directより三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

純設定(1年)はオーストラリアンスーパーとバンガード/Vanguard Investments Australia Ltdが大きい。純設定(1年)1位にMLC Limitedとあるものの、その純資産はオーストラリアンスーパーの10分の1弱で23位となっている。MLC Limitedのファンドは先述の「オーストラリアのファンド(豪F)の純資産上位10」で7位の「MySuper Growth Portfolio」がほとんどだ。2019年3月22日に設定されたばかりで1.1兆円の設定があった。そもそも豪大手銀行のナショナルオーストラリア銀行/National Australia Bank傘下で(後述※2参照)、2016年10月3日に日本生命が80%の株式を取得した(URLは後述[参考ホームページ]③)。

豪Fの投信会社の純設定(1年)上位10社

2019年6月末現在

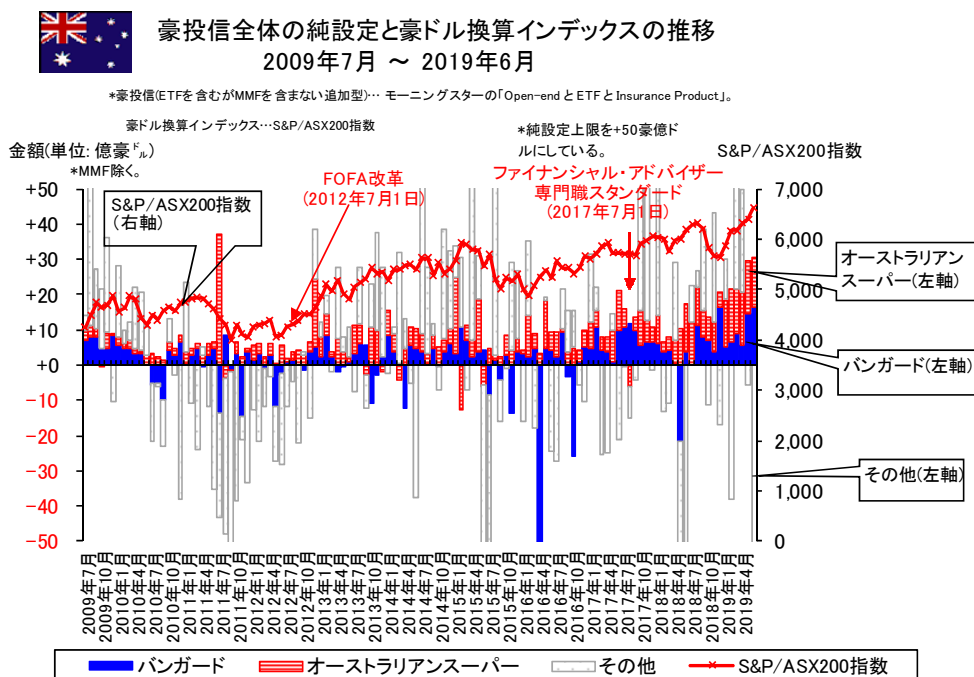
*オープンエンドファンドと保険(DC/スーパーアニュエーション)向けファンドとETF。MMFは含まない。償還済み除く。

		投信会社名(英語名)	ファンド (クラス) 本数	純資産 (億円)	純資産 (億豪ドル)	純設定 (クラス) 1年 (億豪ドル)
1		MLC Limited	2	11,783	156	+151
2		AustralianSuper Pty Ltd	20	121,579	1,608	+136
3		Vanguard Investments Australia Ltd	80	69,910	925	+103
4		Orbis Investment Advisory Pty Ltd	2	5,737	76	+42
5		Host-Plus Pty Limited	3	26,586	352	+34
6		T. Rowe Price International Limited	7	5,957	79	+27
7		CBUS Super	12	38,998	516	+25
8		BT Funds Management Ltd	43	1,662	22	+21
9		BT Financial Group Ltd	485	43,693	578	+16
10		Retail Employees Superannuation Pty Ltd	11	39,692	525	+14
		全362社の合計	9,729	1,073,351	14,198	+369

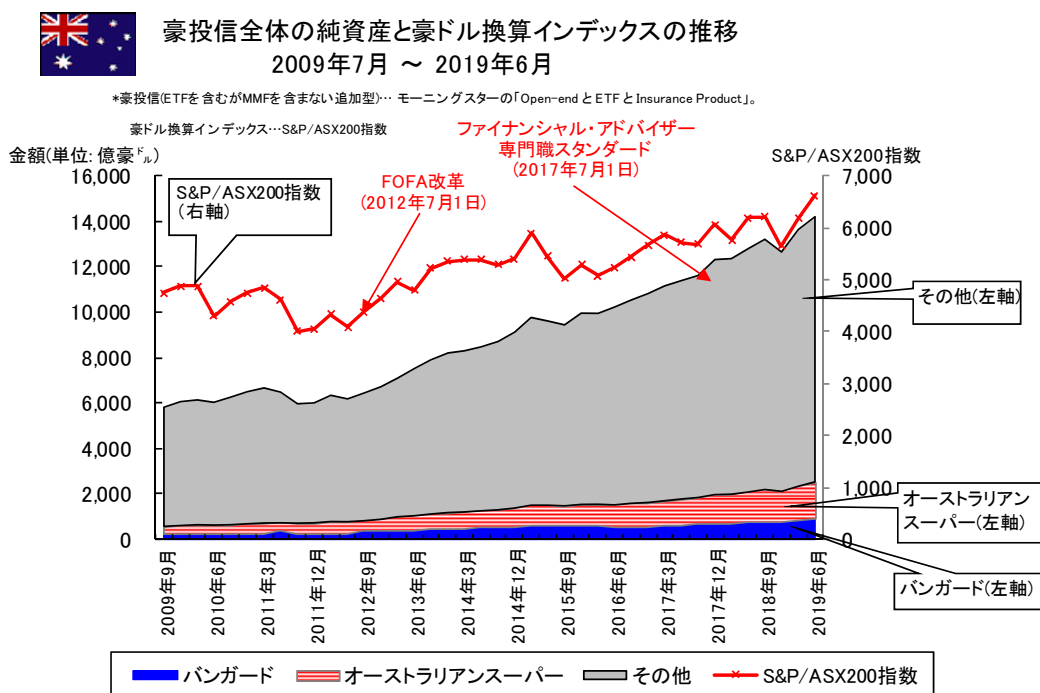
(出所: Morningstar Directより三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

買収されたばかりのMLC Limitedを除くと、純設定はオーストラリアンスーパーとバンガードが大きい。オーストラリアのファンド(豪F)で純資産1位のオーストラリアンスーパー「AustralianSuper Balanced」は経費率/Indirect Cost Ratio/ICRが年0.67%と平均(1.58%)よりかなり低いこともありリターンは平均よりも高い。しかし純資産32位のバンガード「Vanguard Balanced Index Fund」は経費率が「AustralianSuper Balanced」の半分も無く、1年のリターンも高い。ただ、3年と5年ではオーストラリアンスーパーが高い。コストだけで説明出来ないリターンがある。このあたりがオーストラリアンスーパーの強みのなだろう。ちなみに、オーストラリアンスーパーは低コストや株主への配当や利益還元が無い事(年金基金の為)を売り物としており(「AustralianSuper」～URLは後述[参考ホームページ]③)、低コストや投信保有者が株主になる事を売り物とするバンガードと似た面を持つ。

下記はオーストラリアの投信全体の純設定からオーストラリアンスーパーとバンガードだけを抜き出して見たものだ。「その他」が純流出や純流入を繰り返す中、オーストラリアンスーパーとバンガードは共に純流入傾向にある。



(出所: ブルームバーグ、Morningstar Directより三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)



(出所: ブルームバーグ、Morningstar Directより三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

米国ではバンガードの勢いが凄いのだが(2018年2月13日付 その214～URLは後述[参考ホームページ]③)、オーストラリアでは今後どうなるか。金融規制と共に年金・投信にも注目である。以上、今週は最後に「日本の金融関係者は、米国、その米国より先行する事が多い英国とオーストラリアで今、起きている事をしっかり見ていきたいものである。」と言って終える事とする。

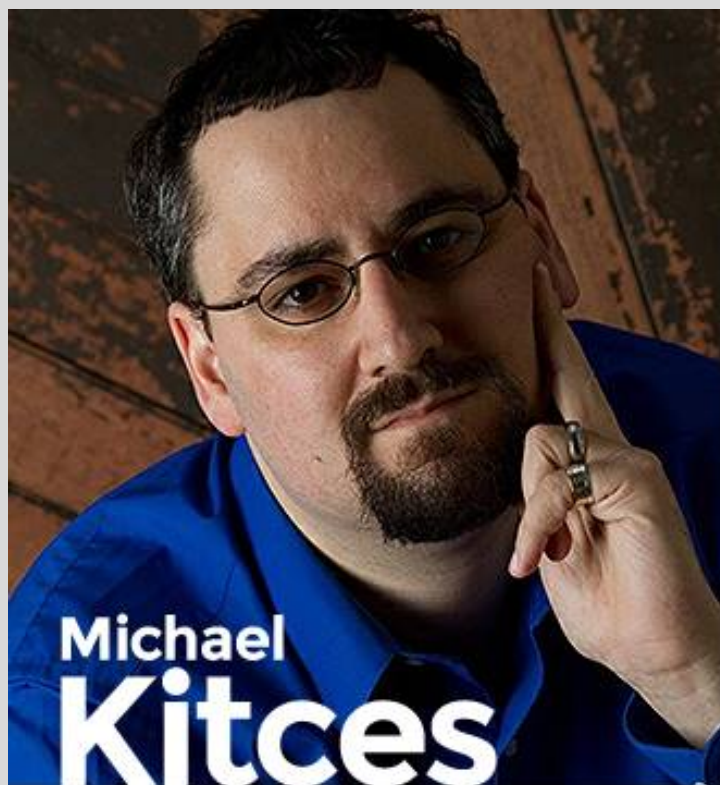
※1: 米国が参考にする英国とオーストラリア…



2019年8月6日付 ThinkAdvisor に「米国の RIA/Registered Investment Advisers/投資顧問業者が英国のファイナンシャル・アドバイザーに学べる事/What US-Based RIAs Can Learn From Their UK Counterparts。」と言う見出しで次の通り出ていた(<https://www.thinkadvisor.com/2019/08/06/what-us-based-riAs-can-learn-from-their-uk-counterparts/>)。下記にその一部を和訳する。原文を見て欲しいが、オーストラリアについての詳細は書かれていない。「米国 RIA/Registered Investment Advisers/投資顧問業者カストディアン大手のパーシング/Pershing でアドバイザー向けソリューションを担当する Mark Tiberghien 氏は言う。『米国のファイナンシャル・アドバイザーは、英国とオーストラリアの(米国より厳しい)金融規制に親しんだ方がいい。米国では多くの RIA が顧客資産の 1%前後をフィーとして徴収しているが(顧客の預り残高/AUM ベースド・フィー)、今後、より詳細な開示が進むだろう。英国では RDR/Retail Distribution Review/個人向け金融商品販売制度改革の後、アドバイザーにプロダクト・プロバイダーから払われるコミッションが禁止、アドバイザーは前もってフィーを顧客に開示する事や顧客が何に對しフィーを払うかを明らかにする事が義務付けられている。米国でもそうなる可能性がある。米国では既に RIA の約 30%が AUM ベースド・フィーに加え、(長期毎月定額などの)リテイナー・フィー/retainer fee や(短期前払い・後払いなどの)プロジェクト・フィー/project fee を使っている。同じパーシングの欧州ビジネスを担当する Geoff Towers 氏は言う。『英国のアドバイザーやファイナンシャル・プロフェッショナルは AUM ベースド・フィーだけではなく、実際のコストを英ポンドで開示しなければならない。より成功しているアドバイザー会社はこうした開示を自社の強みとしている。』と言う。』———。

その他、「オーストラリアのファイナンシャル・アドバイス業界で続いている改革は米国のモデルとして貢献するだろう。」(2019年8月12日付 Kitces.com「What The Australian Financial Services Royal Commission Signals For U.S. Fiduciary Rulemaking」～ <https://www.kitces.com/blog/australia-hayne-royal-commission-implications-us-fiduciary-best-interest-rule/>)とも言われている。2018年2月22日付 Kitces.com「Will Australia's New Advisor Competency Standards Be A Roadmap For US Regulators?」(<https://www.kitces.com/blog/australia-financial-advisor-competency-standard-us-fiduciary-duty-of-care-future-proof/>)。

Kitces.com は XY プランニング・ネットワーク/XY Planning Network/XYPN の Kitces 氏のブログ「Nerd's Eye View」である。Kitces 氏は月間ユニーク・ユーザー20万人以上のアドバイザー部門トップ・ブロガー/blogger で、Forbes 等から「新しいマネー・マスター/New Money Masters」や「ファイナンシャル・プランニング/financial planning 業界の導師/Financial Planning Guru」などと言われている。ファイナンシャル・アドバイザーのサブスクリプション・モデル/Subscription Model 提唱者でもある。2019年5月20日付日本版 ISA の道 その265「『米国ウェルスマネジメント最新動向』アドバイザーの未来、フィーの未来～史上初のネガティブ・フィー・ファンド! フィデリティがインハウスで貸株!! モデル・ポートフォリオにモーニングスターが参入しバンガード・フィデリティ・ブラックロックが参加!!! コスト低下や FD 強化の流れがさらに進む中、アドバイザーはどうすればよい?～」(<https://www.am-mufg.jp/text/oshirase.190520.pdf>)を参照の事。



掲載した英文記事の和訳は、筆者が作成した参考抄訳です。英語の原文と抄訳内容に相違がある場合には原文の内容が優先します。

※2: FOFA 改革、ファイナンシャル・アドバイザー・プロフェッショナル・スタンダード、DDOPIP、公正かつ誠実/honesty and integrity」な業務遂行……



< FOFA 改革 >

オーストラリアで 2013 年 7 月 1 日に(2012 年 7 月 1 日に任意で)導入された「ファイナンシャル・アドバイスの将来」改革/Future of Financial Advice Reforms/FOFA 改革の事。ファイナンシャル・アドバイザー(以下、FA)に、顧客の最善の利益/best interest of clients で行動する事を求め、FA は投信会社等から受け取っていたコミッション、セールス・ロードが禁止され、顧客の合意する継続的アドバイスフィーのみとなった(2 年毎に見直す義務もある)。

FOFA 改革で「コストへの関心の高まりや、低コスト投資に向かう傾向といった、構造変化がおきている」(2013 年 4 月 12 日付豪モーニングスター～ <https://www.morningstar.com.au>)などと言われ、ノーロード比率が先進国で最高水準となり、信託報酬も低下傾向となり、モーニングスター・世界投信市場調査の「フィー&エクスペンス」評価で「上位」(最高評価)とされた(2019 年 1 月 28 日付日本版 ISA の道 その 253～https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_190128.pdf)。

<ファイナンシャル・アドバイザー・プロフェッショナル・スタンダード>

オーストラリアで 2017 年 2 月 22 日に成立、2017 年 7 月 1 日に施行された改正法案「2017 年ファイナンシャル・アドバイザー・プロフェッショナル・スタンダード/Professional Standards of Financial Advisers Act 2017」の事。FA に、職業能力基準/competency standards が設けられた。FA になる為に必要とされる知識や教育や試験、倫理基準が示され、法の下で認定される事となった。具体的には、(1)学士号/bachelor 以上または同等の資格、(2)専門的な経験、(3)試験合格、(4)倫理規定が必要とされる(2017 年 2 月 22 日付「Corporations Amendment (Professional Standards of Financial Advisers) Act 2017」～<https://www.legislation.gov.au/Details/C2017A00007>)。

FA は、知識や技術が一定の水準以上である事を国(から委託された機関)によって認定された者だけ名乗れる事となり、認定されていない者が FA を名乗る事は出来なくなる。この認定基準は、世界各国の CFP 資格の共通水準である認定要件「4 つの E」にも似る(4 つの E…教育=Education、試験=Examination、経験=Experience、倫理=Ethics) (<https://www.jafp.or.jp/aim/cfp/cfptoha/4e.shtml>)。これまで「実際にオーストラリアの FA の内、これらの要件を満たしているのは僅か 25 %に過ぎず、CFP(同等含む)認定者も 4 分の 1 程度。」(2018 年 2 月 22 日付 Kitces.com「Will Australia's Advisor Competency Standards Come To The US?」～<https://www.kitces.com/blog/australia-financial-advisor-competency-standard-us-fiduciary-duty-of-care-future-proof/>)と言われる為、相当な移行期間が設けられている。

新しく FA になる人は、2019 年 1 月 1 日から適用となるが、既存アドバイザーは試験合格に 2021 年 1 月 1 日まで 2 年間、学士(同等)取得に 2024 年 1 月 1 日まで 5 年間の猶予期間がある。また、個人投資家向けに投資アドバイスを行う FA への教育や研修、試験実施・認定、倫理基準の設置・運営等を行う為、2017 年 4 月 11 日付で独立機関 Financial Adviser Standards and Ethics Authority(以下 FASEA)が設立された。新基準が適用となる前 2018 年末にかけて、「これまで未登録でアドバイザー業務を行っていたアドバイザーの登録完了が急増した。」と言われている(2019 年 7 月 31 日付 Financial Services Council/FSC「FSC State of the Industry 2019」<https://www.fsc.org.au/resources/fsc-state-of-the-industry-2019>)。オーストラリア証券投資委員会/ASIC によると、アドバイザーは 2018 年 9 月末に約 25000 名だったが、2018 年 12 月末に 28800 名近くとなり、12 月だけで 2000 名超が登録した。

<DDOPIP>

オーストラリアで 2019 年 4 月 5 日に公布された法案「デザイン・アンド・ディストリビューション・オブリゲーションズ・アンド・プロダクト・インターベンション・パワー改正法案/設計及び販売義務並びに商品介入権限改正法案/Treasury Laws Amendment (Design and Distribution Obligations and Product Intervention Powers) Bill」の事。

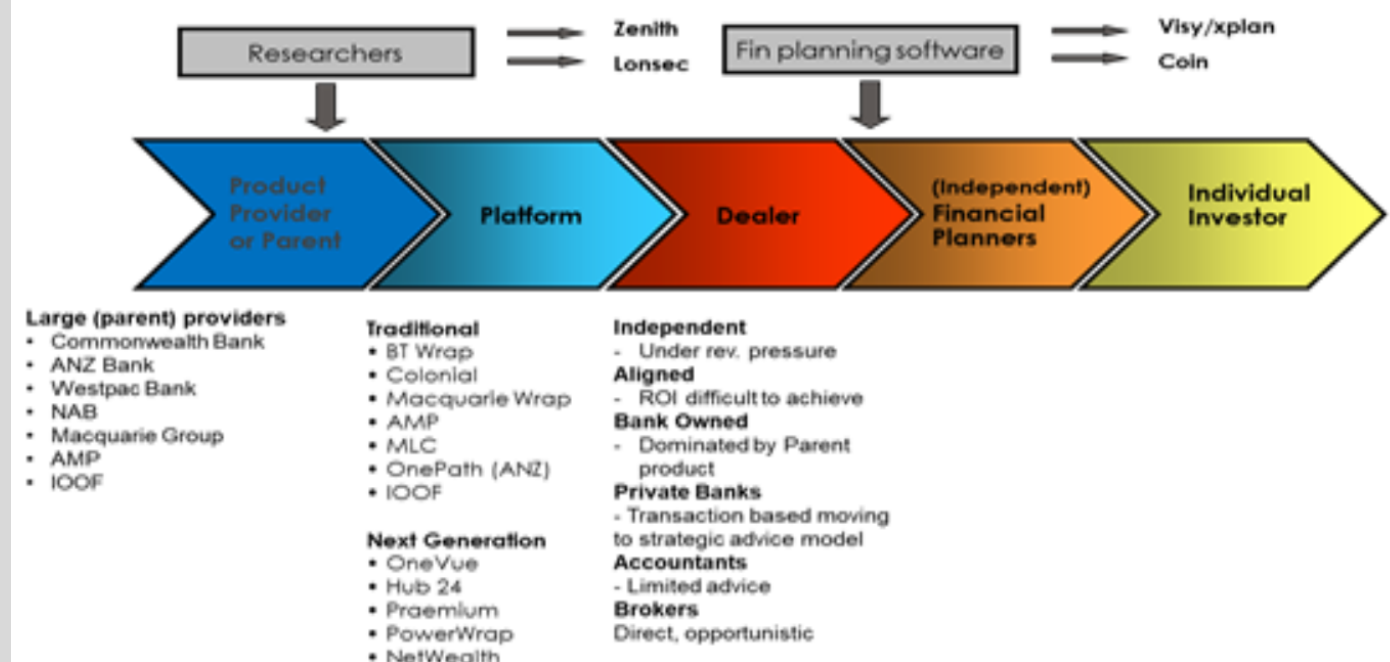
プロダクト・インターベンション・パワー/商品介入権限/Product Intervention Powers/PIP が 2019 年 4 月 6 日施行で、デザイン・アンド・ディストリビューション・オブリゲーションズ/設計及び販売義務/Design and Distribution Obligations/DDO は新規・既存金融商品へ 2 年以内に適用(2021 年 4 月 5 日まで)とされた(Treasury Laws Amendment (Design and Distribution Obligations and Product Intervention Powers) Act 2019～

<https://www.legislation.gov.au/Details/C2019A00050>)。

オーストラリアのリテール市場に対するバリュー・チェーン/付加価値連鎖

The following diagram outlines the value chain for the Australian retail market:

Table one



(出所: 2018 年 2 月 9 日付 Australian Institute of Superannuation Trustees/AIST「Submission to Treasury」)

～ https://www.aist.asn.au/getattachment/Media-and-News/News/2018/Product-Design-and-Distribution-Obligations-and-Pr/product_design_distribution_submission_final_9-2-18.pdf.aspx)

個人向け金融商品に関して消費者保護の向上を目的に導入される規定。 保険会社や運用会社等の商品発行者/Offerors は、設計義務/デザイン・オブリゲーションズ/Design Obligations/DO として、「商品に関してターゲット・マーケット/target market 決定や主要特性・投資目的の説明をする、ターゲット・マーケット決定は見直す、その商品のターゲット・マーケット決定と一致しない商品の取引に関してもオーストラリア証券投資委員会/ASIC へ知らせる事など。 対象は、個人向け金融商品で、保険、資産運用、スーパーアニュエーション(除く MySuper)、デリバティブ等(一般株式等は対象外)。

また、商品・金融サービス提供者/Offerors and Distributor は、販売義務/Distribution Obligations/DO として、「ターゲット・マーケット決定無しに商品の推奨や助言をしてはならない。ターゲット・マーケット決定が不適当でありうる場合も商品の推奨や助言をしてはならない。」である。今後、この設計及び販売の義務が適用されると、「投信会社や保険会社、販売会社などは、商品設計や販売などにかかる方針や手続きを確認する必要が生じると共に、商品の承認プロセスを新しく見直して修正する事や、研修やモニタリング、業務管理が適切であるか確認する必要も出て来る。」と言われる(2019 年 5 月 23 日付 Deloitte「Design and Distribution Obligations (DDO) and Product Intervention Powers (PIP) Implications of the new regime」～ <https://www2.deloitte.com/au/en/pages/audit/articles/design-distribution-obligations-product-intervention-powers.html>)。

＜公正かつ誠実/honesty and integrity」な業務遂行＞

2018 年 2 月 7 日に議会上院にて、銀行へ「公正かつ誠実/honesty and integrity」な業務遂行が義務付けられ、コンプライアンス違反に対して経営幹部に直接的な責任を負わせる新しい法案が可決された。「金融規制を担う豪健全性規制庁/APRA はコンプライアンス違反を巡って銀行経営者に対し、報酬を制限したり、ボーナスの支払いを遅らせたり出来るほか、業界での活動を禁じたり、最大 2 億 1000 万豪ドル/1 億 6600 万米ドルの罰金を科したり出来る。」(2018 年 2 月 7 日付ロイター～ <https://jp.reuters.com/article/australia-banks-idJPKBN1FR019>)である。

豪最大手銀行のコモンウェルス銀行/Commonwealth Bank of Australia が「投資経験の浅い個人投資家の多くに金融商品を不正に販売し、重い損失を負わせた。」(2014 年 7 月 3 日付 WSJ～ <https://www.wsj.com/articles/australias-biggest-bank-admits-mis-selling-1404367309>)としたほか、ウェストパック銀行、ナショナルオーストラリア銀行、オーストラリア・ニュージーランド銀行でも不正が表面化、これを受けたもの。

尚、2019 年 8 月 19 日にオーストラリアのフライデンバーグ財務相は「国内金融業界の不正行為を調査する王立委員会/Royal Commission into Misconduct in the Banking, Superannuation and Financial Services Industry の提言 76 件を取り込んだ金融産業改革の実施を来年 2020 年末までに行う。」と言う計画を明らかにした(2019 年 8 月 19 日付フライデンバーグ財務相「Taking action on the Banking, Superannuation & Financial Services Royal Commission Implementation Roadmap」～ <https://ministers.treasury.gov.au/ministers/josh-frydenberg-2018/speeches/taking-action-banking-superannuation-financial-services>)。

以上、オーストラリアの金融規制については、2015 年 12 月 28 日付月刊「投資信託事情」2015 年 12 月号「投資アドバイザーに対するフィデューシャリー・デューティー(FD)強化はグローバルなトレンド!～米国や英国、カナダやオーストラリア等の FD 最新事情と各国ファンドのチャネル別フロー～」(<https://www.am.mufg.jp/text/kam151228.pdf>), 2018 年 3 月 5 日付日本版 ISA の道 その 216「フィデューシャリー・デューティー強化で米欧にも先行する部分を持つオーストラリア! FOFA 改革、FA プロフェッショナル・スタンダード、DDOPIP!! アジア最大の投信国である豪州籍投資信託の最新動向も」(https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_180305.pdf), 2019 年 1 月 28 日付日本版 ISA の道 その 253「投信コスト(手数料等)の長期国際比較 2018～日本はつみたて NISA、米国はフィデューシャリー・ルールやコミッション・フィーの値下げ戦争、英国は RDR に加え解約手数料規制や VfM、オーストラリアは FOFA、カナダは CRM2 や CFR/顧客本位改革が影響～」(https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_190128.pdf)も参照の事。

掲載した英文記事の和訳は、筆者が作成した参考抄訳です。英語の原文と抄訳内容に相違がある場合には原文の内容が優先します。

※3: オーストラリアは世界 6 位・アジア 1 位…



2019 年 3 月末現在の「投資信託の世界統計」によると、投信残高: 1 位米国 23 兆 297 億ドル、2 位ルクセンブルグ 4 兆 8877 億ドル、3 位アイルランド 2 兆 9704 億ドル、4 位ドイツ 2 兆 2895 億ドル、5 位フランス 2 兆 1208 億ドル、6 位オーストラリア 2 兆 770 億ドル、7 位中国 1 兆 9322 億ドル、8 位日本 1 兆 8552 億ドル、9 位英国 1 兆 7581 億ドル、10 位カナダ 1 兆 2786 億ドル(*私募投信や ETF 等を含む)。日本語でなら、2019 年 6 月 26 日に日本の投資信託協会が「投資信託の世界統計」として公表している(<https://www.toushin.or.jp/statistics/world/>)。2019 年 6 月 25 日に ICI/米国投資信託協会が公表(<https://www.ici.org/research/stats/worldwide> Supplement: Worldwide Public Tables, First Quarter 2019, Data in US Dollars (xls)の Table 2)。

英国が 9 位となっている。2007 年まで 6 位で、その後も 7 位を概ね維持していたが、ランキングを下げた。やはりブレグジット(欧州連合/EU 離脱)の影響が大きい(2016 年 6 月 23 日に英国国民投票)。英国の投資家が英国籍投信/UK-domiciled funds からルクセンブルク籍投信やアイルランド籍投信にシフトしている(2018 年 7 月 23 日付日本版 ISA の道 その 231 参照～ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_180723.pdf)。英国投資協会/Investment Association/IA も「investors to move away from UK-domiciled funds as a result of uncertainty around Brexit.」と言っている(2018 年 9 月 13 日付 Investment Association 「ASSET MANAGEMENT IN THE UK 2017-2018」～ <https://www.theia.org/industry-policy/research/asset-management-survey>、<https://www.theia.org/sites/default/files/2019-04/20180913-fullsummary.pdf>)。

先の「9 位英国 1 兆 7581 億ドル」は飽くまで英国籍投信であり、英国投資協会/IA 加盟企業の運用資産/Assets under management in the UK は 2017 年に過去最高額の 7 兆 7024 億ポンド/約 10 兆ドルある。2018 年 9 月 13 日付英ロイターは「英国投資協会(IA)によると、同国のファンドの運用資産は2017年に過去最高額に達し、世界第 2 位の資産運用拠点としての地位を守った。IA の加盟企業の運用資産は 11%増加し、過去最高の 7 兆 7000 億ポンド(10 兆ドル)に達した。海外投資家からの預かり資産は 19%増の 3 兆 1000 億ポンド。このうち、大陸欧州からの資金は 1 兆 8000 億ポンドと、約 30%増加した。」(<https://jp.reuters.com/article/britain-funds-ia-idJPKCN1LT033>)と言う。

掲載した英文記事の和訳は、筆者が作成した参考抄訳です。英語の原文と抄訳内容に相違がある場合には原文の内容が優先します。

※4: オーストラリアの年金制度(スーパーアニュエーションとマイスーパー)…



オーストラリアの年金は 2 階建て構造で、公的年金である社会保障年金/老齢年金/Age Pension を 1 階部分とし、強制加入の私的年金であるスーパーアニュエーション/Superannuation を 2 階部分としている。1 階部分は単身が 10 万円ちよつとで、夫婦が 17 万円ちよつとと少ないものであり、所得や資産が多いとどんどん減額されて、停止される事もある。2 階部分、つまり、スーパーアニュエーションが極めて重要な存在となる。

スーパーアニュエーションは、スーパーアニュエーション保証(管理)法/Superannuation Guarantee (Administration) Amendment Bill(1992 年制定、2011 年改正)によるもので、賃金の一定比率/contribution rate を雇用主に強制拠出させ(自営業は任意で)、従業員も年 25000 豪ドル/約 190 万円を任意で追加拠出が出来る。拠出には優遇税制(雇用主は損金算入、従業員は 15%の軽減税率等)が適用される(Parliament of

Australia「Superannuation Guarantee (Administration) Amendment Bill 2011」～

https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/bd/bd1112a/12bd077)。

雇用主の拠出する率は、1992 年当初は給与の 3%と 4%だったが(年間給与 100 万豪ドル以下は 3%、同 100 万豪ドル超は 4%)、1993 年 3%と 5%、1995 年 4%と 6%、1996 年 6%と 6%(以降同じ率)、1998 年 7%、2000 年 8%、2002 年 9%と引き上げられ、2013 年 9.25%、2014 年から 2021 年は 9.5%となっている(2019 年 8 月 Department of Finance「PARLIAMENTARY CONTRIBUTORY SUPERANNUATION SCHEME HANDBOOK」～ <https://www.finance.gov.au/sites/default/files/parliamentary-superannuation-handbook.pdf> 、 <https://www.moneysmart.gov.au/superannuation-and-retirement/how-super-works/choosing-a-super-fund/mysuper>)。従業員の拠出額は当初同じ位だったが、雇用主の拠出する率の上昇もあり、雇用主の拠出額が大きく上回っている。

このスーパーアニュエーションには、2013 年 7 月に導入されたマイスーパー/MySuper 制度がある。スーパーアニュエーションの加入者がプロダクツ等の選択をしない場合の投資先であるデフォルト・スーパーアニュエーション・プロダクツ/default superannuation products(マイスーパー・インベストメント・オプション/MySuper investment options)である。2014 年 1 月 1 日からはオーストラリア健全性規制庁/Australian Prudential Regulation Authority/APRA(金融機関が承認した低フィー&シンプルなマイスーパー・プロダクツ/MySuper products のみが新規従業員のデフォルトとなり、2017 年 7 月 1 日から全加入者のデフォルトとなっている。

資産配分が変わらない「単一分散投資戦略/Single diversified investment strategy」と、資産配分が年齢と共に保守化する「ライフサイクル投資戦略/Lifecycle investment strategy」となっている(Treasury.gov.au 「MySuper」～ <https://treasury.gov.au/programs-and-initiatives-superannuation/mysuper> 、ASIC's MoneySmart「MySuper」～ <https://www.moneysmart.gov.au/superannuation-and-retirement/how-super-works/choosing-a-super-fund/mysuper>)。

2019 年 6 月末現在、オーストラリアのファンドにおいてスーパーアニュエーション・非ライフサイクルが圧倒的に大きいことから、資産配分が変わらない「単一分散投資戦略」が選ばれる様である。

豪Fのタイプ別純資産

2019年6月末現在

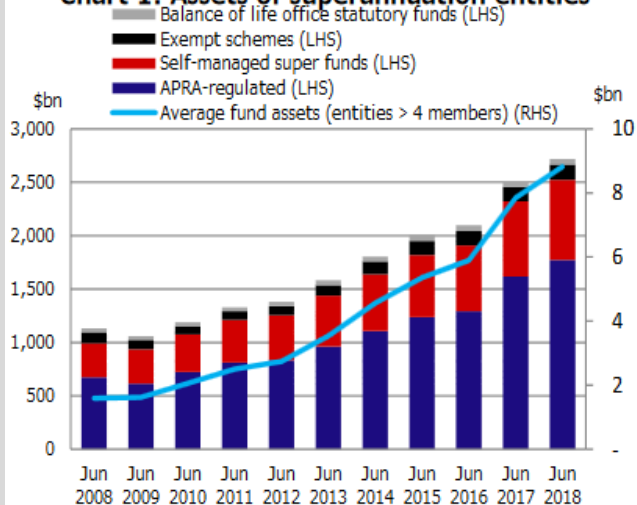
*オープンエンドファンドと保険(DC/スーパーアニュエーション)向けファンドとETF。MMFは含まない。償還済み除く。

	 タイプ	ファンド (クラス) 本数	純資産 (億円)	純資産 (億豪ドル)	純設定 (クラス) 1年 (億豪ドル)
1	スーパーアニュエーション・非ライフサイクル	5,503	574,699	7,601	+268
2	スーパーアニュエーション・ライフサイクル	16	9,134	121	+2
3	非スーパーアニュエーション・非ライフサイクル	3,765	489,517	6,476	+100
4	非スーパーアニュエーション・ライフサイクル	0	0	0	+0
	全4タイプの合計	9,729	1,073,351	14,198	+369

(出所: Morningstar Directより三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

2019 年 8 月 28 日に APRA が発表した 2019 年 6 月末のスーパーアニュエーションの残高は 2 兆 8707 豪ドル /217 兆円(1 豪ドル=75.71 円)にもものぼり、内、マイスーパーの残高は 7559 豪ドル/58 兆円と早くもスーパーアニュエーションの残高の 26.3%を占める(<https://www.apra.gov.au/media-centre/media-releases/apra-releases-superannuation-statistics-june-2019>)。

Chart 1: Assets of superannuation entities

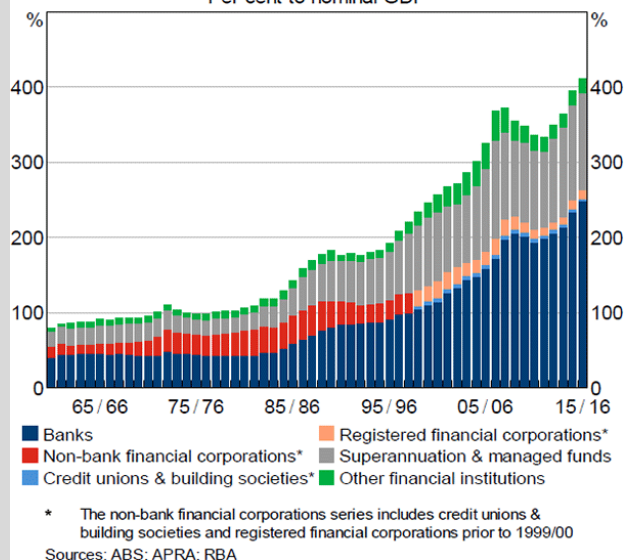


2018 年 6 月末のスーパーアニュエーションの残高は 2 兆 7184 億豪ドル/223 兆円(1 豪ドル=82.01 円)。一番下の APRA 規制下ファンド/APRA-regulated が 1 兆 7740 億豪ドルと 65.3%を占め、その中で最大の公募スーパーアニュエーション・ファンド/Public offer superannuation funds が 1 兆 4367 億豪ドルと 52.9%を占める。下から 2 番目の自己運用型スーパーアニュエーション・ファンド/Self-managed superannuation fund/SMSF が 7499 億豪ドルと 27.6%を占める。SMSF は加入者 4 名以下の自営業者が DIY で設立・運営するもので、加入者が投信・株式・不動産等を自由に組入れる。

(出所: オーストラリア健全性規制庁/Australian Prudential Regulation Authority/APRA(金融機関の監督機関)「Annual superannuation bulletin statistics」～ https://www.apra.gov.au/sites/default/files/annual_superannuation_bulletin_june_2018_reissued_3_july_2019.pdf)

Assets of Financial Institutions

Per cent to nominal GDP



上から 2 番目がスーパーアニュエーション&マネージド・ファンド/Superannuation & managed funds で名目 GDP の 130%近く、つまり、オーストラリアの GDP 以上の規模がある。

(出所: 2017 年 9 月の豪連銀(中央銀行)/ Reserve Bank of Australia /RBA「Assessing Competition in the Financial System | Submission to the Productivity Commission Inquiry – September 2017」～ <https://www.rba.gov.au/publications/submissions/financial-sector/competition-in-the-financial-system/assessing-competition-in-the-financial-system.html>)

2018 年 3 月 5 日付日本版 ISA の道 その 216「フィデューシャリー・デューティー強化で米欧にも先行する部分を持つオーストラリア! FOFA 改革、FA プロフェッショナル・スタンダード、DDOPIP!! アジア最大の投信国である豪州籍投資信託の最新動向も」(<https://www.am.mufg.jp/text/oshirase.180305.pdf>), 2015 年 2 月 2 日付日本版 ISA の道 その 89「日本に必要な長期的な貯蓄プラットフォーム～英国の ISA、米国の DC、オーストラリアのスーパーアニュエーション～」(<https://www.am.mufg.jp/text/150202.pdf>)も参照の事。

掲載した英文記事の和訳は、筆者が作成した参考抄訳です。英語の原文と抄訳内容に相違がある場合には原文の内容が優先します。

以 上

【参考ホームページ】

①2019年8月5日付日本版ISAの道 その276『英国ウェルスマネジメント最新動向』英国のリテール証券ビジネスで拡大する限定アドバイス型・垂直統合型(独立アドバイス型からの転換)、全国のIFAをRFAとして取り込む事～FCA/金融当局のプラットフォーム解約手数料制限でハーグリーブス・ランズタウン等のプラットフォーム vs セント・ジェームズ・プレイス/SJP等の限定アドバイス・垂直統合型!～」…「https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_190805.pdf」、
2019年8月13日付日本版ISAの道 その277「NISAのモデルとなったイギリスのISAは今? 『ブレグジットISA』も登場した英国のISAは非課税枠が日本の倍近く、補助金付き住宅購入支援ISAもあり! 老後資金で先進国低位の英国だからこそその官民による尽力と進化!!」…「https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_190813.pdf」、
2019年7月22日付日本版ISAの道 その274「米国版『顧客本位の業務運営』 SEC『最善の利益規制』は9月10日施行(アドバイザー解釈は7月12日施行)! 労働長官辞任で新・労働省フィデューシャリー・ルール12月公表が遅れる? 新しいCFP『倫理規定と行為基準』施行日がReg BI 遵守日と同じ来年6月30日に!!」…「https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_190722.pdf」。

②2019年7月1日付日本版ISAの道 その271『老後2000万円不足』世界版!? 日本は「女性を脅かす、長寿のリスクー老後の蓄え、20年分足りず」と先進国で最も深刻! 投資をしないと日本はこうなるリスクがあるという試算～世界経済フォーラムのホワイトペーパー「我々の未来に(未来の為に)投資する事」～」…「https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_190701.pdf」。

③2016年10月3日付日本生命「豪州MLC生保事業の買収手続き完了について」…

「<https://www.nissay.co.jp/news/2016/pdf/20161003.pdf>」、

AustralianSuper…「<https://www.australiansuper.com/>」、

2018年2月13日付日本版ISAの道 その214「日米投信の最新動向～日本は銀行・信金の私募投信・日銀のETFが主導する拡大、米国は機関投資家・大規模投資アドバイザー・超富裕層のETFやパッシブファンド(パッシブ投資の王・バンガード)が主導する拡大～」…「https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_180213.pdf」。

三菱UFJ国際投信【投信調査コラム】日本版ISAの道 バックナンバー…「<https://www.am-mufg.jp/market/report/investigate.html>」、
「<https://www.am-mufg.jp/smp/market/report/investigate.html>」。

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご注意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。

本資料中で使用している指数について

- ・S&P/ASX 200指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はS&PDJIIに帰属します。